

くりはら介護塾喀痰吸引等 第3号(特定の者対象)研修 業務規定 (2022年12月1日改定)

くりはら介護塾

1.研修開催目的

平成24年4月1日から施行された「介護職員等によるたんの吸引等について」の制度化に基づき、居宅・施設において、医療的ケアが必要な利用者に対し、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

当研修機関では、人工呼吸器を装着せざるを得ない方等の、重度の利用者にも対応できる介護職員の養成を目指します。

2.研修事業の名称

くりはら介護塾喀痰吸引等研修

3.実施する研修過程

第3号研修

4.受講資格

介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、ホームヘルパー研修修了者、重度訪問介護従事者研修修了者、特別支援学級の教員、保育士、児童指導員、介護福祉施設・事業所に就労している方。

5.受講条件

- (1) 基本研修は受講資格があれば、どなたでも受講していただけます。基本研修のみの受講も可能です。
- (2) 基本研修を修了された方は、実地研修が可能となります。担当する利用者ごとに実地研修が必要となりますのでご注意ください。
- (3) 他の研修機関で3号の基本研修を受けた場合、実地研修のみの受講も可能です。
- (4) 実地研修は、基本的に利用者を担当している訪問看護師等に依頼をしていただきます。訪問看護師等が指導者資格がない等の理由で実地研修を行えない場合には、くりはら介護塾が指導を請け負うことも可能です。
- (5) 実地研修を行うためには、医師の指示書、利用者(家族)の同意書が必要です。

6.定員

基本研修1回の開催あたり3~10名程度。

基本演習の際は、講師1名あたり受講者5名以内で実習できるよう配慮します。

7.実施場所

基本研修 くりはら介護塾研修所 宮城県栗原市一迫真坂字本町 45

または くりはら介護塾事務所 仙台市泉区友愛町1-1
 または 東北大学クリニカルスキルスラボ
 または 研修を実施できる環境が整っている事業所等
 実地研修 研修協力者(利用者)の居宅・施設等

8.実施時期

基本研修は1~2か月に1回の割合で開催。日程は随時くりはら介護塾ホームページに掲載します。

実地研修は利用者宅にて、所定の回数を実施し合格するまで行います。

9.募集方法

本業務規定、研修日程、費用、募集内容、申込み方法、問い合わせ先等をホームページに掲載し募集を行います。

10.申込み方法

くりはら介護塾のホームページより申込書類をダウンロードし、電子媒体にて申し込みをします。申込みが届いたのち、受講条件が揃っていること等を確認したのち、受講申込確認書と請求書を電子媒体にて送付します。条件が揃わない等で受け入れができない場合は、その旨を申込者に電話・FAX・メール等で連絡いたします。

11.受講費用

受講費用は下記の通りです。別途、基本研修のテキスト代がかかります。実地研修の保険は任意となります。

第3号基本研修費	14,300円(消費税込み)
実地研修事務費(くりはら介護塾で指導を行った場合)	3,300円(消費税込み)
実地研修事務費(くりはら介護塾以外で指導を行った場合)	3,850円(消費税込み)
実地研修指導費 くりはら介護塾で「吸引と経管栄養の両方」を実施した場合	8,000円(消費税込み)
実地研修指導費 くりはら介護塾で「吸引のみ又は経管栄養のみ」を実施した場合	5,000円(消費税込み)
実地研修指導費 くりはら介護塾以外の指導者が実施した場合	上記指導費を参考に、話し合いの上決定
実地研修の際の賠償責任保険(補償限度額:身体障害1億、財物破損1億、人格侵害300万)	590円(非課税)

12. 受講費用支払い方法（くりはら介護塾以外の指導者への実地研修指導費の支払いを除く）

受講申込確認書、請求書がお手元に届きましたら、請求書の期限内に請求書記載の口座に受講料等を振り込みいただきます。

13. くりはら介護塾以外の指導者への実地研修指導費の支払い

くりはら介護塾以外の指導者への実地研修指導費の支払いは、受講者様より指導者様へ直接のお支払いをお願いいたします。授受方法につきましては、受講者様と指導者様間で話し合いの上決定し、支払いを滞りなく行っていただきますようお願いいたします。

14. 研修日程および会場

第3号基本研修（全1日）+実地研修

項目	日程	時間	場所
基本研修 講義 筆記試験 演習	1日間	9:00～19:00	くりはら介護塾 または 東北大学クリニカルスキルスラボ 等
実地研修	必要な日数		居宅または施設

※当面の間、新型コロナウイルス感染対策として、基本研修の講義部分は DVD およびユーチューブ教材による自己学習とし、半日のスクーリングにて講義おさらい、筆記試験、演習を実施します。

15. 基本研修日程詳細

科目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害児・者等の地域生活 等 	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 喀痰吸引概説明 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の把握 ・ 食と排泄（消化）について ・ 経管栄養概論 ・ 胃瘻（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点 当 	3

喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻） 	1
-------------	--	---

○基本研修（講義及び演習）

※ 「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、研修の対象である行為を受け「特定の者」の状況により必要となる講義内容を設定すること。（例：特別支援学校の教員に対する研修における講義については、「地域生活」を「学校生活」へ変更する等、対象者に応じた内容とする等。）

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等をみながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。

16.実地研修

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

17.実施体制その他の実施方法に関する事項

研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下「研修委員会」という)を設置します。

研修委員会は顧問の医師および、くりはら介護塾の看護師および事務員によって構成され、研修評価に関する実務のほか、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担います。

18.安全管理体制

安全の確保のための体制の準備を行うため、吸引等を実施する事業者、利用者、主治医、指導看護師等との間において、連携を図れる体制を構築します。緊急時には、主治医に連絡し、速やかな対応を図ります。感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意するよう指導を行います。

19.業務上知り得た秘密の保持

研修事業上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行います。

受講希望者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成等のために使用します。

20.帳簿及び書類の保存に関する事項

登録、更新、変更にかかる申請書、及び添付書類は永年保存とし、その他業務に係る関係書類は5年間保存します。令和4年4月1日以降に発生した書類は電子媒体にて永久保管します。

21.研修講師

別添「研修講師一覧表」参照

22.研修指導者について

医師・看護師（准看護師除く）・保健師・助産師のいずれかの資格を取得し、臨床等での実務経験が5年以上あり、なおかつ、都道府県喀痰吸引等研修事業養成講習修了者・医療的ケア教員講習・実務者研修教員講習のいずれかを修了している者となります。

23.履修科目免除

以下に該当された方は、修了証または認定証の写しを沿えて、免除申請を行った場合には履修科目の免除ができます。

受講科目の免除の対象となる研修等 対象研修と免除科目

・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者）」の研修修了者

免除科目：基本研修

・「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

免除科目：基本研修

・「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者

免除科目：基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

・「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引について」（平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

免除科目：基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日医政

局発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等の実施者

免除科目：基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

・規定に基づく養成施設もしくは学校または規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

免除科目：基本研修

・規定に基づく養成施設模もしくは学校または規定に基づく高等学校もしくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

免除科目：基本研修及び実地研修

・「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知) に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

免除科目：基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

免除科目：基本研修（講義・演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）

・「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知) に基づく研修を修了した者

免除科目：基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

*受講免除となる科目がある場合は、受講履歴書または修了証書等を提出。

24.使用する研修テキスト

介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究により作成された「喀痰吸引等研修テキスト 第三号研修（特定の者対象）」～くりはら介護塾ホームページより無料でダウンロード可能

書籍版をご希望の方：中央法規出版株式会社「第 3 号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト」～くりはら介護塾ホームページより申込書をダウンロードし購入

25.研修修了の認定方法

別添

社会福祉士及び介護福祉法施行規則別表第三号研修の習得程度の審査方法についてに準ずる。

26.筆記試験の実施

講義の習得状況の確認のため、講義終了後に下記のとおり筆記試験を実施します。

(1) 出題形式 客観的問題（四肢択一）

(2) 出題数 20問

(3) 試験時間 30分

(4) 出題範囲

講義（テキスト）の内容について、基礎的知識を問う問題を中心に作成

(5) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とする。

総正解率が9割未満の受講者は、口頭試問による再試験を受けることができることとします。

27.修了証明書

研修課程を修了した介護職員等に対し、「修了証明書」を発行します。

28.研修修了者の管理

別添の研修修了者一覧表により管理し、喀痰吸引研修の業務を廃止するまで保存します。

当該一覧表は年1回以上、喀痰吸引等研修実施結果報告書と併せて知事に提出します。

29.賠償保険加入の有無

実地研修用賠償責任保険

保険金額 590 円（実地研修 1 件あたり）

※保険は任意となります。事前に保険料を支払うため、実地研修の受講が取り消された場合でも、保険料は返金できませんのであらかじめご了承ください。

30.受講の取り消し

基本研修を欠席、20分以上遅刻した者、20分以上の時間を残して早退した者については、その単元の受講を取り消したものとして取り扱います。

補講及び振替は次回以後開催する研修への参加にて可能とします。

31.解約条件及び返金の有無

以下の理由で基本研修および実地研修を受講できなかった場合には、下記の規定によりキャンセル料が発生します。入金後であれば受講費用からキャンセル料及び振込み手数料を差し引いた額を返金します。

キャンセル料

基本研修費について

下記の理由によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料

下記の理由以外の自己都合によるもので事務処理前・・・・・・・・・・無料
下記の理由以外の自己都合によるもので事務処理後・・・・基本研修費の20%
正当な理由なく事前連絡もなく欠席の場合・・・・・・・・基本研修費の100%

事務費について

事務処理前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料
確認書、請求書、依頼書を郵送済みの場合・・・・・・・・事務費の50%
修了証発行まで行った場合・・・・・・・・事務費の100%

指導費について

指導実施前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料
指導途中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・話し合いの上決定
指導修了後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・指導費の100%

※上記の規定にかかわらず、連絡のないまま1年以上経過した後の返金はありません。

受講の取り消しに該当する理由

- (1) 受講者が感染症に罹患した場合
- (2) 受講者が事故による受傷や疾病により受講不能な場合
- (3) 受講者が死亡した場合
- (4) 受講者が忌引きに該当した場合
- (5) 天災により公共交通機関が運行停止し、研修場所を訪問できなかった場合
- (6) くりはら介護塾が認めた場合

32.研修体制の整備その他の安全確保等

研修開催にあたり、喀痰吸引等に必要な機械器具等備品を常に整備します。

研修開催にあたり、設備、備品等の清潔の保持、衛生管理に努めます。また感染症の予防に努めます。

33.実地研修における安全の確保等

- (1) 実地研修の実施者は、研修の実施にあたり、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施方法等について説明し、同意を得る等適切な手続きをとります。
- (2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講じます。また、その状況をくりはら介護塾代表、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、都道府県へ届け出る等必要な措置を講じます。
- (3) 実地研修の実施者は、前項の事故の状況および事故に際してとった対応等について記録に残します。
- (4) 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとります。
- (5) 実地研修の実施者は、特に実地研修における安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ります。

34.業務規定の取り扱い

本業務規定は当研修機関内へ掲示します。またホームページに掲載します。

35.研修責任者氏名・所属・役職

研修責任者 株式会社くりはら介護塾 代表取締役 遠藤 美紀

36.研修受講に関する苦情窓口・連絡先 など

くりはら介護塾相談窓口

株式会社くりはら介護塾 代表取締役 遠藤 美紀

連絡先 電話：080-2566-8173

メール：kurihara123gou@gmail.com

業務規定

2019年2月8日作成

2020年9月25日改訂

2021年3月1日改訂

2022年4月1日改定

2022年12月1日改定